別紙 5

R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務

個別仕様書

【植物管理業務】

令和８年１１月

公益財団法人 アイヌ民族文化財団

＜目　次＞

第１章 総則 1
第１条 適用 1
第２条 受託者の責務 1
第３条 作成書類 1
第４条 基本事項 1
第５条 安全管理等 2
第６条 利用への配慮 2
第２章 芝生管理 3
第７条 管理水準 3
第８条 芝刈工 3
第９条 芝生施肥工 4
第１０条 芝生目土掛工 4
第１１条 芝生エアレーション工 4
第１２条 芝生灌水工 5
第１３条 草地草刈工 5
第１４条 芝生巡回工、芝生雑工 5
第３章 低木管理 7
第１５条 管理水準 7
第１６条 低木刈込み工 7
第１７条 低木除草工（人力除草） 8
第１８条 低木施肥工 8
第１９条 低木巡回工、雑工 8
第４章 高木管理 9
第２０条 管理水準 9
第２１条 高木施肥工 9
第２２条 高木巡回工、雑工 9
第５章 草花管理（有用植物管理） 11
第２３条 管理水準 11
第２４条 草花施肥工 11
第２５条 草花除草工 11
第２６条 草花巡回工、雑工 12
第２７条 植物性廃棄物処理工 12
第２８条 有用植物管理工 13

第１章　総則

第１条　適用

本仕様書は、「R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務（以下「本業務」という。）」のうち、植物管理業務に適用する。

第２条　受託者の責務

受託者は、施工にあたって、ウポポイの特性を踏まえ、「共通仕様書」（別紙２）、設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第３条　作成書類

受託者は、共通仕様書（別紙－２）第１２条、第１３条、第１４条に準じて、書類を作成する。

第４条　基本事項

１．本業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。

２．受注者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、適切に管理運営を行う。

３．総括責任者は、ウポポイ内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

４．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置する。

５．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、ウポポイにふさわしいものとし、イメージアップを心掛ける。

６．業務効率化に向けた設備及び物品を受注者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、受託者の負担にて行う。

７．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、別添６「車両運行マニュアル」に基づき、利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、委託者が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「民族共生象徴空間内の車両通行及び心得」を遵守して走行する。

８．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。

９．提供物品（別紙－８「提供物品一覧」参照）は受託者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、受託者が行う。

１０．設備及び提供物品は受託者の注意義務で管理する。

１１．作業の前に周囲に損傷を与えないように養生を行う。

１２．作業終了後には養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第５条　安全管理等

１．常に利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、受託者の責任において常にウポポイ内の観察を行い、善良なる管理を行う。

２．危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをセーフティーコーン等で明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、利用者の安全を十分確保する。

３．作業中は安全管理を徹底し、利用者の安全を十分に確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。

４．受託者は、管理する植物及び備品等について、日々の状況を把握し、異常が発生したときまたは異常を発見したときは直ちに報告する。

第６条　利用への配慮

１．作業時間は、利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて利用調整を行う。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出する。

２．利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要が生じた場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示する。

３．受託者の過失による業務の事故、破損等

① 受託者の過失による事故、破損等が生じた場合には、受託者の責任において処理する。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに報告する。

４．その他

次号に掲げる事項のほか、本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。

① 植物について補植を要する事態が生じたとき。

② 既存木の移植（または伐採）を行う必要が生じたとき。

③ 利用者サービスに供するために新規植栽等の必要が生じたとき。

第２章　芝生管理

第７条　管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。（別添４４「芝生・低木・草花管理区域図」参照）

ランク		芝地			草地			
		A	B	C	A	B	C	D
芝生地の特徴		広場や施設周辺の修景性や芝生の緑を確保			主として法面等保全や緑を保持することが目的			
芝の種類		ノシバ、西洋芝			西洋芝など		ササ類	雑草
管理目標と実施水準	刈込高（㎜）	3～5㎝			5㎝			10㎝
	芝高（㎜）	7cm以下		15㎝以下	15cm以下			30㎝以下
	雑草混入	一部混入容認			混入容認			
	茎葉の密生度	一部空隙あり			密生度が低い			
	エアレーション	利用頻度が高く、土壌硬度の悪い場合に施工		―	なし			
	目土掛け	利用頻度が高く、土壌硬度の悪い場合に施工		―	なし			
	補植	芝草被度が50%以下、芝生の回復が早急に必要		―	なし			
（参考）年間実施回数	芝刈・集草有り	10回	7回	3回	―			
	施肥	（普通化成肥料）1回、（液肥）1回		―	―			
	目土掛け	1回		―	―			
	エアレーション	1回		―	―			
	灌水	適宜		―	―			
	草地草刈	―			3回	7回	2回	2回
	補植	適宜		―	―			
備　考								

※芝刈工以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第８条　芝刈工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら刈り残しのないよう均一に刈込む。

２）刈込み高さは3～5cmを目安とするが、変更する場合は調査職員と協議する。

３）刈り取った芝は、指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

４）芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第９条　芝生施肥工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）施肥を行う場合は、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。なお、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。

２）施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認するとともに、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期及び回数を設定し、作業にあたるものとする。

第１０条　芝生目土掛工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）目土は植物の根やガレキ等の混入がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。

２）目土は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。

３）芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第１１条　芝生エアレーション工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。

２）施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

３）芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

第１２条　芝生灌水工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）灌水にあたっては、対象範囲全体を均一に散水する。

２）灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝又は夕方に行う。

３）灌水はポンプ（タンク・2t トラック・可変自吸式3ps）を用いて行い、捕植等により十分な水分必要とする箇所は、スプリンクラー及びチューブホース等を使用する。

４）灌水は、天候・土壌状態に注意し、無駄なくかつ時期を逸しないよう行う。

５）灌水は、根まで十分に水を浸透させる。

第１３条　草地草刈工

１．対象施設

１）共生公園

２．業務内容

１）法面等の芝生地（草地）について、刈り払い機等で刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。

２）刈取った草は、指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに、刈り跡は清掃する。

第１４条　芝生巡回工、雑工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）芝生巡回工、雑工は、第8条から第13条に分類されない芝生管理に係る作業で除草、補植、灌水、不陸調整、芝生保護材設置等を行うものとする。

２）芝の補植を行う場合は、以下の項目に留意する。

① 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘の上、沈下防止のためよく転圧し、表面排水を促す不陸整正を行う。

② 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整の上、転圧及び目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。

③ 播種（オーバーシード等）は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付ける。

3）芝生灌水を行う場合は、以下の項目に留意する。

① 既存の灌水設備や散水車等を使用して、業務責任者が適切と判断した潅水量を芝生全面に行きわたるように均一に灌水する。

② 芝生の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

③ 施工の際は、来園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応する。

4）芝生病虫害防除工（薬剤散布）を行う場合は、以下の項目に留意する。

① 病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や北海道農薬安全使用推進方針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。

② 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。

③ 薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。

④ 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。

第３章　低木管理

第１５条　管理水準

以下に示す管理水準を満たす低木管理を行う。(別添４４「芝生・低木・草花管理区域図」参照)

ランク		A（花木）	B（ササ類）
低木地の特徴		花を公園来園者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	園路や広場の境界植栽、芝生や高木等の植栽を補完する中間植栽
植栽の形状		単木	寄植
構成樹種		エゾノコリンゴ、オオカメノキ、ノリウツギ、エゾニワトコ、ハシドイ	ミヤコザサ、チシマザサ
管理の留意事項		個体の健全な生育に留意し、花つきがよくなるようにする	枝の張り出し等、利用上の支障要因の防止等に注意する
管理目標・実施水準	刈込の実施基準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する
	生育目標	特に良好に維持する	良好に維持する
	雑草繁茂度	極力ないことが好ましい	極力ないことが好ましい
	施肥の実施基準	特に良好な生育保持のため、施肥を行う樹種を設定する	良好な生育保持のため、施肥を行う樹種を設定する
備　考			

※剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第１６条　低木刈込み工

１．対象施設

１）共生公園

２．業務内容

１）枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。

２）裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。

３）花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。

４）数年の期間をおいて刈込みを実施する場合は、第１回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

５）刈り取った枝葉は指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに、刈り跡は清掃する。

６）枝葉が残らないようにきれいに取り去り、周辺はきれいに清掃する。

７）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、象徴施設として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

８）施設の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。

９）ササ類の刈込み

① 繁茂しすぎないように、ヘッジトリマーなどで刈り込みを行う。

② 葉色が悪くなるなど株の更新が必要な場合は、地上部の枝葉を全て刈り払う。

第１７条　低木除草工（人力除草）

１．対象施設

１）共生公園

２．業務内容

１）雑草は除草鎌等で植栽した植物を傷めないよう注意し、根まで取り除く。

２）雑草の根に付いた土はよくふるい落とすとともに植栽した植物の根が浮き上がってしまった場合は押さえて植え直す。

３）取り除いた草は、指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに、刈り跡は清掃する。

第１８条　低木施肥工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

２．一般事項

１）施肥量は、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

２）縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

３．業務内容

１）寄植：化成肥料については、植込内に均一に散布する。

２）単木：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土するとともに緩効性の化成肥料を植込内に均一に散布する。

３）ササ類：緩効性の化成肥料を植込内に均一に散布する。

第１９条　低木巡回工、雑工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

２．業務内容

１）低木巡回工、雑工は、第16条から第18条に分類されない低木管理に係る作業で剪定作業、樹勢回復作業、冬囲い等を行うものとする。

第４章　高木管理

第２０条　管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。（別添４５「植栽（高木・低木）図」参照）

ランク			A
高木地の特徴			花を公園来園者に見せる役割、園路や広場等の境界植栽としての役割、景観木としての役割
管理の留意事項			枝の張り出し等、利用上の支障要因の防止等に注意する
管理目標と実施水準	剪定の実施基準		自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施
	生育目標		良好に維持する
	下草繁茂度		繁茂なし、場所により繁茂も容認
	施肥の実施基準		良好な生育が維持できるよう必要に応じて行う
	枯損木処分の実施基準		巡回により枯損木を把握し、その都度処分
	補植、間引き、後継樹等		良好な生育を目的とする場合に間引きは行う
年間実施回数	施肥		１回
	巡回工・雑工	枯損木処分	適宜
		病虫害防除	適宜
		灌水	適宜
		補植	適宜
		剪定	適宜
備　考			

第２１条　高木施肥工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び施肥量について業務責任者が判断して行う。

第２２条　高木巡回工、雑工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

２．業務内容

１）高木巡回工、雑工は、第21条に分類されない高木管理に係る作業で倒木復旧作業、樹勢回復作業（状態の調査を伴うもの）、高所作業、捕植、冬囲い等を行うものとする。

2）在来の支柱の取り外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。
なお、撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに周囲の清掃を行う。

3）高木病虫害防除工（薬剤散布）は、「第１４条 芝生巡回工、雑工４）芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

4）高木支柱工は、状況により二脚鳥居等の結束直しを行う。また、再結束の際に発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は指定した箇所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに周囲の清掃を行う。

5）高木枯損木処分工

① ウポポイの景観維持や倒木等による不測の事態から利用者に対する安全を確保するため、常に園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定の上伐採する。

② 伐採した樹木の幹及び枝葉については、指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに周囲の清掃を行う。

6）高木剪定工

① 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病害虫および枯損枝の発生防止等を目的として、樹種、形状等に応じてもっとも適切な剪定方法により行う。

② 樹姿および樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。

③ 剪定にあたっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。

④ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。

⑤ 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。

⑥ 剪定後、樹木周辺をきれいに清掃する。剪定した枝葉は、指定した箇所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分とするとともに周囲の清掃を行う。

⑦ 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、ウポポイとして望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

⑧ ウポポイの景観維持および樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。

⑨ 園路等の利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけが等がないように努める。

⑩ 調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持および眺望の確保に努める。

第５章　草花管理（有用植物管理）

第２３条　管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行う。（別添４４「芝生・低木・草花管理区域図」参照）

ランク			Ａ（植栽地・見本園）	Ｂ（水生植物）	Ｃ（海浜植物）
管理の留意事項			各草花の特性に合わせた管理を行い、開花期には良好な状態になるよう管理を行う	各草花の特性に合わせた管理を行い、開花期には良好な状態になるよう管理を行う	裸地化しないよう、雑草が繁茂しすぎないような状態を維持する
管理目標と実施水準	雑草※混入度		極力混入なし	極力混入なし	極力混入なし
	施肥の実施基準		良好な生育を維持できるよう、適宜行う	株の生育のために、開花終了後に行う	良好な生育を維持できるよう、適宜行う
	補植の実施基準		枯死・衰退等により修景に影響が出ると考えられる場合	枯死・衰退等により修景に影響が出ると考えられる場合	枯死・衰退等により修景に影響が出ると考えられる場合
	病虫害防除の実施基準		病虫害発生時	病虫害発生時	病虫害発生時
	巡回管理		上記以外の諸作業を 20 回/年の頻度で行い、常に良好な状態を維持する。	上記以外の諸作業を 20 回/年の頻度で行い、常に良好な状態を維持する。	上記以外の諸作業を 20 回/年の頻度で行い、常に良好な状態を維持する。
年間実施回数	施肥		適宜	適宜	適宜
	人力除草		20 回	20 回	20 回
	機械除草		－	－	２回
	巡回・雑工	病虫害防除	適宜	適宜	適宜
		灌水	適宜	適宜	行わない
		補植	適宜	適宜	行わない
備　考					

※アイヌ有用植物以外

第２４条　草花施肥工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

２．業務内容

１）元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２）追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

第２５条　草花除草工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

２．業務内容

１）共生公園の植栽地における雑草について、刈り払い機で刈り取る。ただし、保護育成する草本等の生育場所に繁茂する雑草は、人力により抜根除草する。なお、表土が流れる恐れがある箇所の刈り払いおよび施工時期については十分注意して決定する。

２）園内各所において、外来種雑種の繁茂抑制に努めるとともに特に「伝統的コタン」エリアについては、外来種の早期駆除に努め、常に良好な景観を維持すること。

３）「伝統的コタン」エリアでは、コタンノミなどの伝統行事の開催前にヌサ（祭壇）周辺の雑草の抜取りを行うが、文化的な理由により女性作業員は手入れを行わないこと。

４）刈り取った雑草は、付着した土を取り除いた後に収集し、指定した場所に運搬・堆積した後、園外排出搬出処分するとともに周囲の清掃を行う。

５）植栽された草花（ヤマアワ、ススキ、ホザキシモツケ、クサソテツ、エゾイラクサ、オオヨモギ）、海浜植物、水生植物（コウホネ、ヨシ、ヒシ等）等の有用植物について、適切に栽培管理を行い、保全する。

第２６条　草花巡回工、雑工

１．対象施設

１）博物館（前庭）

２）共生公園（植栽地、水生植物等）

２．業務内容

１）第24条及び第25条に分類されない草花管理に係る作業をそれぞれ以下に示す方法で行う。

２）水生植物について巡回作業及び雑作業を行う。

３）業務責任者の判断により、育苗、掘上、補植、移植、株分け、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、薬剤散布、支柱設置、柵および鉄ピンの設置・撤去、花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付け、軽微な灌水、間引き、資材・発生材運搬および灌水等に伴う車両運転補助、マルチング等の管理作業を行う。

４）草花病虫害防除工を行う場合は、「第１４条 芝生巡回工、雑工４）芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

第２７条　植物性廃棄物処理工

１．対象施設

１）博物館

２）共生公園

２．業務内容

作業で発生した植物性廃棄物等を園外で適切に処理する。

第２８条　有用植物管理工

１．対象施設

１）共生公園（有用植物園、草地・湿地等の植栽地、海浜植物、水生植物）

２．業務内容

１）植栽された草花(ヤマアワ、ススキ、ホザキシモツケ、クサソテツ、エゾイラクサ、オオヨモギ等)、海浜植物、水生植物(コウホネ、ヨシ、ヒシ等)等の有用植物について、適切に栽培管理を行い、保全する。

２）有用植物の詳細な管理方法等については、必要により調査職員との協議による。

３）必要な作業等については、草花管理の草花巡回工、雑工の中で対応する。

３．管理体制

１）受託者は、現地の貴重な生態系についての知見を持った専門家により、管理方法について指導・協力を受ける。

２）受託者は、刈込み・補植の必要性の有無について、有用植物についての知見を持った専門家による指導・協力を受ける。